

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

平成27年4月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について

計10枚（本紙を除く）

Vol.429

平成27年2月27日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（地域包括ケア推進係・内線3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡

平成 27 年 2 月 27 日

各都道府県 介護保険主管部（局）
各市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

平成 27 年 4 月の改正介護保険法施行に係る住所地特例の取扱い（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）について

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険法改正による新しい総合事業の実施について、各市町村及び都道府県におかれては、準備をいただいているところですが、この度、住所地特例に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに伴う市町村における事務について下記のとおり整理したのでご承知おきください。

なお、お示しする事務の流れについては、**移行期間中の新しい総合事業の実施の有無に関わらず、平成 27 年 4 月前に市町村に対応いただくものも含まれますので、ご注意ください。**

つきましては、地域包括支援センター、事業所等に周知いただきますようお願いいたします。

※ 今後変更がありえますのでご注意ください。

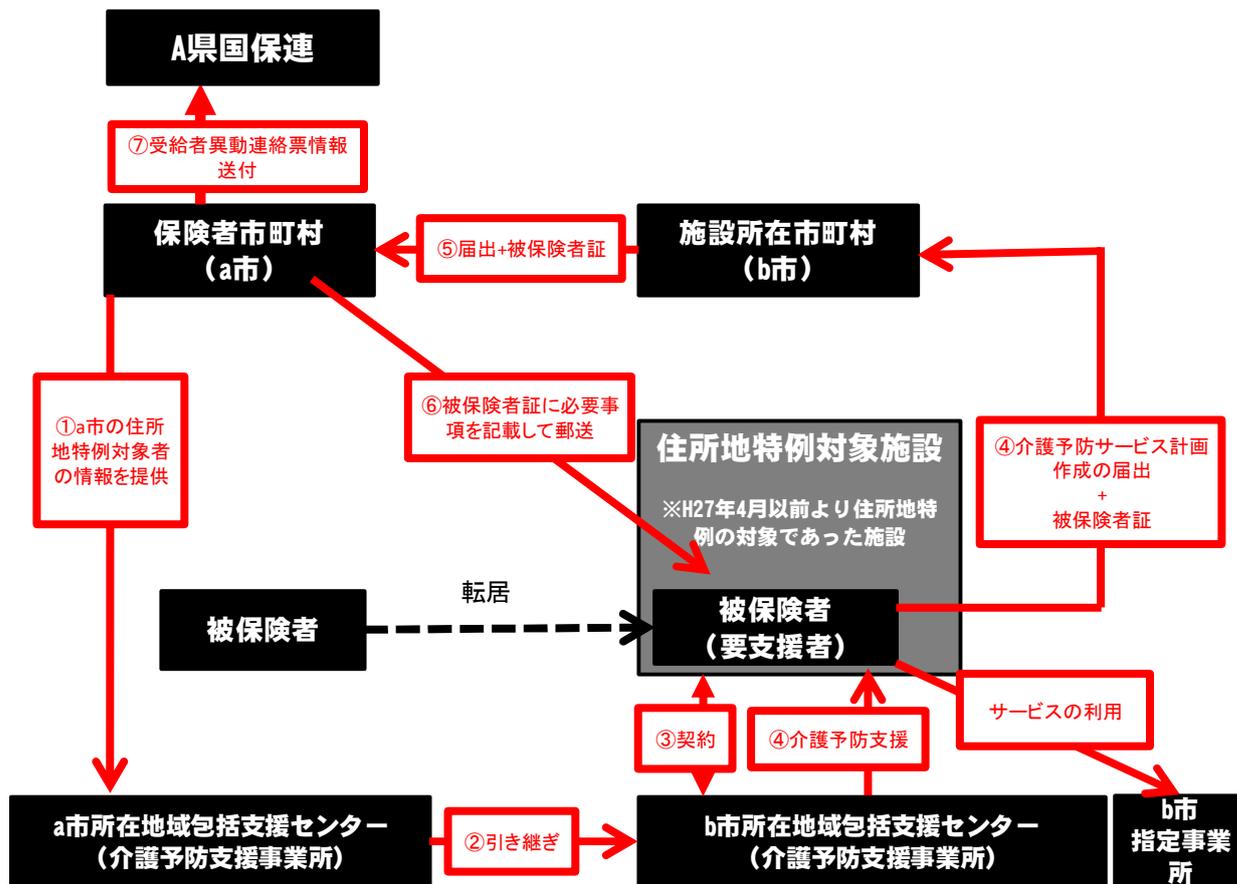
※ 介護予防給付を利用するに当たって地域包括支援センター等が行うケアマネジメントを介護予防支援とする。要支援者又は新しい総合事業の事業対象者が新しい総合事業のサービスを利用するに当たって地域包括支援センター等が行うケアマネジメントを介護予防ケアマネジメントという。

記

これまで「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成 27 年 2 月 10 日厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡。以下「システム事務連絡」という。）にて、介護保険事務処理システム変更にかかる資料を周知し、Ⅱ介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料の資料 2 「住所地特例に係る事務の見直しの概要について」及び 1 月 9 日付事務連絡にて発出した Q & A のなかで、住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の審査支払についてお示ししているところであるが、この度、市町村にて行う事務について、今般改めて整理したのでご確認いただきたい。

1. 平成27年4月前から住所地特例対象者として予防給付を受けていた者に係る平成27年4月における介護予防支援の取扱いの見直しについて

改正後の介護保険法第58条第1項により、住所地特例対象者に対する介護予防支援は、平成27年4月以降、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が行うこととしている。このため以下のような業務を行う必要があることに留意されたい。なお、当該業務については全ての市町村に平成27年4月の前に準備していただく必要がある。※全ての市町村において実施しないと機能しない仕組みであるため、必ず準備いただきたい。



- ① 保険者市町村（a市）は、管内の介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に対して、a市被保険者の住所地特例対象者の名簿等（該当被保険者の氏名・被保険者番号・施設所在市町村名・住所）を作成し、情報提供する。
 ※ 今般の介護予防支援の取扱いの対象となるのは、平成27年4月以前より住所地特例対象者のうち、要支援者であって、現在、介護予防支援を受けている者とするのが基本であると考えられる。
 ※ 介護予防支援の実施が施設所在市町村（b市）所在地域包括支援センターに変更となる旨を保険者市町村（a市）、a市所在地域包括支援センター等が対象の被保険者に連絡。
- ② 保険者市町村（a市）の地域包括支援センターは、保険者市町村（a市）から情報提供を受けた上で、施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターに対して事務引き継ぎを行う旨の連絡をする。

※ 当該事務について、地域包括支援センターではなく、事務引き継ぎを行う居宅介護支援事業所が連絡することとしてよい。

- ③ 被保険者は介護予防支援事業所が変更となる趣旨の説明をした上で、改めて施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターと被保険者との契約を行う必要がある。契約後、地域包括支援センターから対象者に関する資料を引き継ぐこととなる。

※資料引継ぎについては、本人の了解を得るとともに、個人情報保護に留意すること。

- ④ 被保険者は介護予防サービス計画作成依頼届出を被保険者証を添付して施設所在市町村（b市）に対して行う。施設所在市町村（b市）の地域包括支援センターは介護予防支援を行う。
- ⑤ 施設所在市町村（b市）から保険者市町村（a市）に対して、介護予防サービス計画作成依頼届出及び被保険者証を送付する。（写しを送付することでもよい。）
- ⑥ 保険者市町村（a市）は⑤の介護予防サービス計画作成依頼届出（又はその写し）をもとに、被保険者証に次の内容を記載し、被保険者へ郵送する。
- ・居宅介護支援事業者：地域包括支援センター等の名称
 - ・届出年月日：④の介護予防サービス計画作成依頼届出を行った日
- ⑦ （システム上平成27年4月以降）保険者市町村a市は、該当の住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定し地域包括支援センターの情報を更新する「受給者異動連絡票情報」を、所在する都道府県国保連に送付する。

2. 平成27年4月前から住所地特例対象者として予防給付（訪問介護・通所介護）を受けていた者に関し、施設所在市町村が総合事業を実施するため事業対象者に移行する場合における介護予防ケアマネジメントの取扱について

改正後の介護保険法第115条の45第1項柱書により、住所地特例対象者に対する総合事業については、より円滑にサービスを受けることができるように、保険者市町村ではなく、当該者が居住する施設が所在する市町村が行うものとしている。**総合事業を実施していない市町村にあっても、被保険者が総合事業を実施する市町村に所在する住所地特例対象施設に居住する場合等、平成27年4月より、円滑な手続きを行う必要があるため、全ての市町村において当該事務についてご理解いただきたい。**

- （1）平成27年4月前から住所地特例対象者かつ要支援者であって、予防給付（訪問介護・通所介護）を受けていた者のうち、平成27年4月1日から新しい総合事業の事業対象者として取り扱う場合